



# 琉球大学

University of the Ryukyus

Title	5. 南風原町の地域自治組織
Author(s)	大宜見, 洋文
Citation	地域自治組織の現状と課題 - 調べてみて、こんなに独特 いろいろ創意工夫、沖縄の自治会 -: 88-101
Issue Date	2010-02-05
URL	<a href="http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25779">http://ir.lib.u-ryukyu.ac.jp/handle/123456789/25779</a>
Rights	

琉球大学学術リポジトリ  
University of the Ryukyus Repository



琉球大学学術リポジトリ  
University of the Ryukyus Repository



## 5. 南風原町の地域自治組織

### 全体要約

南風原町には、村のころからの存在するいわゆる大字（現在は、旧字と呼称）がそのまま行政区となっている 12 自治会と、県による団地・分譲住宅開発による 5 団地の自治会と分離等で自治会になった 2 つを加え、現在 19 の区・自治会で構成されている。

「道ヌシマ」とも呼ばれるような地の利、豊かに広がる田畑のハルが多かった事から、那覇市や近隣町村からの急激な人口の流入により、戸建てや集合住宅が増え、新住民の割合が 50%を越えてる。

持ち家を持たない集合住宅に入居する新住民が増えた行政区では、自治会加入率の低下も問題になり、地域力低下が心配される状況にある。

今回、旧字で隣接し、新住民が 50%を越えた、大規模な行政区である兼城区と宮平区の 2 自治会と、創立 32 年目の新しい行政区の一つ、第一団地自治会の活動を調べる事で、他の自治体の自治行政区との比較見当により、差異や特徴を見出し、諸問題、課題解決のきっかけにしたい。

### 序説

#### 1) 南風原町地域自治組織の経緯と概況

「南風原町史」によると、南風原町は首里の南に位置し、島尻の浅い盆地上の低地と丘陵からなる地域である。国場川の上流および支流を占め県下では唯一内陸に位置する行政区である。南風原は方言でフェーバルまたはヘーバルと呼称する。『琉球国高究帳』に「九ヶ村」と記され、宮城村、与那波村、宮平村、兼城村、本部村、玉那波村、つかざん村、新垣村がある。その後、境界の変更があり、『琉球国由来記』では、宮平村、兼城村、本部村、喜屋武村、照屋村、神里村、津嘉山村、玉那覇村が記される。

県史（20 巻）によれば、1880 年（明治 13 年）の南風原の村落は 10 で、戸数は 1,347 戸、人口は 6,629 人（男 3,245、女 3,384）であった。

1903 年（明治 36 年）に、かつて首里から御殿地と称され、首里から続く丘陵地を占める字新川が、兼城から分立。

第二次大戦後、1951 年（昭和 26 年）には新川と同じ丘陵地に位置する大名が与那覇・宮城両字の一部より分立し、村下 12 字（12 行政区）となった。

那覇市に隣接した南風原村は 1960 年代から人口増加の一途をたどり、1980 年（昭和 55 年）4 月に町に昇格し、世帯数、人口は 1952 年（昭和 27 年）の 1,850・7,751 から、4,999・20,127 に大幅増加。

（以上、南風原町史第二巻自然・地理資料編 347 頁）

現在では、町制に移行する前の大字（現、旧字と呼称）の与那覇、宮城、大名、新川、宮平、兼城、本部、喜屋武、照屋、津嘉山、山川、神里に、兼本ハイツ、第一団地、第二団地、東新川、北丘ハイツ、宮平ハイツ、慶原を加えた 19 自治行政区で構成され、2009 年 10 月末で、世帯数 12,068、人口 34,768 人（男 17,253、女 17,515）となっている。

南風原町のホームページによると、南風原町がまとめた自治会の役割としては、以下のとおりである。

- ①安全確保 地域の安全を守るため、防犯灯の設置や維持管理、交通安全の街頭指導や地域防災のパトロール。自主防犯パトロール隊などを立ち上げている字・自治体も増えてきて、児童の登下校時や夜間のパトロールに努めています。また、すべての字・自治体が「こどもの110番の家（太陽の家）」の認定を受け、地域の子どもたちは地域で守ることを実践。
- ②福利厚生 デイサービスの実施や一人暮らし老人への弁当配布、敬老会などを開催。また、各種募金等の取りまとめや各種ボランティアの実施、告別式のお手伝い等を行う。
- ③スポーツ 区民運動会、グラウンドゴルフ、ゲートボールなどの開催や町体育協会と連携し、スポーツを通しての体力づくりや交流に取り組む。
- ④青少年健全育成 小中学校の行事への参加や地域教育懇談会の実施。子ども会の育成や夜間パトロールなど、子ども達が学びやすい環境づくりに取り組む。
- ⑤環境整備 区内の植栽や大掃除、御願所の清掃、有形文化財周辺の清掃を行い、地域住民が住みやすい環境作り。
- ⑥伝統文化行事 綱引きや獅子舞等の無形文化財の伝統行事の開催や御願等の実施で地域の伝統を後世に受け継ぐ。
- ⑦広報公聴 県・町・警察・その他関係機関からのポスターや各種広報物の配布や掲示板への貼りだし。また、マイク放送による広報、お知らせによる区民への周知。
- ⑧その他 各種サークル等の開催や青年会・女性会・老人クラブ等活動サポート、民生・児童委員との連携活動、各種大会や式典への参加や協力。

## 2) 自治体と地域自治組織との関係

第二次大戦後、村制の早い時期から字別での行政区がはっきり設定されていた。その後、県による宅地造成により3ヶ所の分譲住宅地と2ヶ所の県営団地が行政区の指定を受け、他2行政区を加え、現在19行政区で19自治会がある。各自治会は、町と行政事務委託契約を締結し、町からの各種業務への協力、広報等の家庭への配布やマイク放送等によって住民へ町からのお知らせの周知を行う。字・自治会内の防犯灯設置、住民の要望・意見等を受けて町との調整などの業務、地区全体の問題について町との連絡調整などの役割も担う。また、老人クラブ、女性会、子ども会や各種サークル活動の支援や公民館・集会所の管理も行っている。

旧字（大字）の中には、共有財産を有している自治会もあるが、法人格まで組織化されておらず、新住民の加入を制限するような、排他的な組織にはなっていない。

## 1 節 兼城区

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、二時間程度、聞き取り・字史その他の調査を行った。

調査場所 兼城公民館

調査対象者 仲里周正区長

調査日時 平成 21 年 12 月 11 日(金) 15:00~17:00  
調査員 大宜見洋文

## 2) 歴史的経緯

南風原町のほぼ中央に位置。南部一帯の交通の要として重要な位置にあり、字の兼城交差点は、東西は国道 329 号線で那覇一与那原、南北は糸満一宜野湾を結ぶ県道 241 号線が交わる、「あじまあ道路」として知られている。字内には町役場、J A、文化センター（現在移転）、中央公民館、小中高校、特別学校、郵便局、大型店舗、工場などが建ち、町行政、経済、文化、教育および福祉の中心地。内嶺城跡が現存し、字を挙げて祭りなどを行っており、伝統芸能も盛んで、組踊り、棒術、舞踊も青年会が復活し継承している。2006 年には字誌発行、字組踊り「かしちー由来記」<sup>1)</sup>も 72 年ぶりに上演された。(兼城誌、南風原町中央公民館 30 周年記念誌より)

以下の文は、『50 年前の南風原』(南風原町教育委員会)より抜粋したものである。

「隣の宮平部落との併称でナーデーラ・カニグスクとも呼ばれる。イントウンチモーを中心に国場川と鉄道に挟まれ、馬蹄形に集落が展開している。班分けの前身である組があり、1 号組~5 号組に分かれていた。新川の下方に数戸の集落があるが、そこは兼城境内組と呼ばれていた。さとうきび畑が広がっていて、主に農業で生計を立てていた。

年中祭祀は、初御願<sup>2)</sup>に始まって御願ブトチー<sup>3)</sup>に終わるが、特徴的なものとして旧暦 6 月 26 日のアミシヌ御願<sup>4)</sup>があり、その晩には綱引きが行われる。旧暦 8 月 10 日は、内嶺域に由来するウシグワー御願(赤ガシチー)<sup>5)</sup>がある。旧暦 8 月 15 日夜には、シーシヌウガン<sup>6)</sup>とカニヌウガン<sup>7)</sup>があり、1936 年までは旧暦 7 月 16 日晩にエイサーも行われていた。世帯数：1935 年 11 年頃 128 戸、昭和 60 年 932 戸。」  
人口の推移 1880 年 1,278 人。1903 年 607 人(※新川区域分離)、1935 年 602 人、1970 年 954 人、1977 年 2,145 人、1986 年 3,658 人、1997 年 4,555 人、2005 年 4,898 人。(兼城誌) 2009 年現在の字人口は、4,980 人。

字内には分譲住宅地が 2 ヶ所整備され、字の班として活動し、集会所設置、自治会規約制定、独自の事業展開をしている地域もあり、旧住民と新住民がお互いに兼城人としての誇りと自尊を持ってさらなる字の繁栄のために、一丸となってがんばっている。

## 3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

字内規第 5 章、区長等の職務から抜粋

区長に就任する者は、字民でかつ世帯主である二名の連帯保証人を立てた就任誓約書を提出。

- ①事業及び行事等の計画・運営
- ②予算編成及び執行並びに予算決算に係る常会への報告
- ③評議委員会、審議委員会、選挙管理委員会及び常会の招集
- ④各種帳簿及び証憑書類等の管理
- ⑤公民館の管理運営
- ⑥財産の管理
- ⑦区民の福祉の向上及び各種団体等の育成
- ⑧南風原町からの業務の受託等

⑨区民への情報等の伝達

⑩その他

恒例行事（年間行事）

- ・親睦行事 字新年会、班長会、綱引き、納涼夏祭り、区民スポーツ大会、字慰霊祭、役員忘年会
- ・環境整備 字内一斉清掃(年2回)、草花植栽作業(年1~2回)
- ・安全確保 外灯、防犯灯維持管理
- ・文化行事 御願ブトチィ、初ウガン、六月ウマチー<sup>\*</sup>、カシチヌ御願その他

字の団体

- (1) 老人クラブ（会員約150名）
- (2) 青年会
- (3) 体育協会
- (4) P T A・青小協
- (5) 古典伝統会
- (6) 小規模ネットワークゆいまある会
- (7) 兼翔会
- (8) 農研クラブ

老人会は、ゲートボール愛好会、グランドゴルフ愛好会、琉舞愛好会、民踊愛好会、他いろいろ活動、青年会は字の伝統芸能の復活や、字行事、体育協会への協力。

女性会の復活やP T Aの活動活発化、アパート入居世帯の字民加盟率増加が課題。

4) どのようにするべきことが決定されているのか(合意形成手続と仕組み)

行事及び予算は、区長が計画し、審議委員会で審議及び議決承認され、常会で字民へ報告し運営。

(区長 → 審議委員会 → 常会)

- ①各機関
- 役員として、区長、副区長、評議委員(8名)、審議委員(12名)。区長の補佐として、書記・顧問(5名)、相談役、班長。付属機関として監査委員3名、選挙管理委員5名、表彰委員5名。
  - ・区長 立候補により選挙で選出。任期は2ヵ年。
  - ・補佐役員 副区長、書記、顧問、相談役。審議委員会の承認により、区長が任命。
  - ・評議委員会 審議委員会へ付託する議案の作成等。8名。審議委員会の承認により区長が任命。毎月6日開催。
  - ・審議委員会 評議委員会から付託を受けた議案の審議及び決定機関。12名。選挙による選出。任期は2ヵ年。毎月25日開催。
  - ・監査 監査委員は字民の有識者より2名、審議委員より1名、計3名。年2回監査(前期10月と後期4月)
  - ・選挙管理委員会 字民の有識者より5名、区長の推薦、審議委員会の承認が必要。
  - ・常会 最高決議機関。毎年4月開催(2009年度より改正)、年間予算・決算、行事計画等の報告。全字民対象。

## 5) どのように実施されているのか(実施体制と手順)

各行事等の実施は、評議委員会で作成された議案について、審議委員会で審議、決定される。常会は、内規第四十五条に審議及び報告事項が定められている。財産の取得又は処分に関しては審議事項。年間行事計画・予算決算に関しては報告事項。

なお、字行政等の運営を円滑に行うため、字に班とその班長を置き、区長を補佐。各行事の実施にあたっては広報や掲示板・字内放送等で通知。

## 6) どこから活動資金を得ているのか(会費、試算、補助金、区長手当)

①主な収入 字費、町からの事務委託料、財産収入、使用料、補助金、寄付金及び雑入等。

### ・字費

(ア)持ち家世帯	月額 1,200 円
(イ)持ち家(母子又は老人のみ)世帯	月額 500 円
(ウ)母子のみ又は老人のみ世帯	月額 300 円
(エ)借家・アパート世帯	月額 500 円

・雑収入 字の施設及び備品使用料等

### ②主な支出

・事務費	役員手当、公民館及び防犯灯光熱費、維持管理費等
・事業費	祭祀・御願事の行事費、綱引き、エイサー他
・補助金	字内各種団体へ

## 7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

- ・加入資格 内規第一章、第一条によると、区民とは、字に住所を有し、居住している者。字民とは、区民で、字費を納めている世帯に属する者。
- ・義務と権利 字費を納める。区民の資格の移動があったとき、転入の場合は当該月の翌月から、転出の場合は当該月までを月割りで納める。
- ・字民数 4,980 世帯
- ・加入率 46%

## 8) 自治組織の法的位置づけは何か(任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人)

任意団体。

## 9) まとめ

兼城誌の内容からも、町行政に倣った、十三章六十八条に亘る字内規の詳細さからも、素晴らしい歴史・伝統文化を持ち、自治運営意識の高い区である事が容易に理解できる。

ただ、急激な人口増加に起因するのか、アパートや借家など集合住宅に転入してきた新住民の字加入率がかなり低く 5 割を切っている。その事が、字 P T A 活動の低さ、女性会の解散等、地域力の低下、安心・安全への課題の一因かもしれない。

しかし、字の歴史、伝統文化の素晴らしさ、高い自治運営意識を持った住民が多数居ること、次代を担う青年会の復活、老人クラブ、各種団体・サークル、子育てサロンの活発な活動等から、字の地域力が増しつつある。更に新住民を取り込む事業にしっかり取り組めば、安心・安全な地域づくり、字加入増加も十分可能であろうと思われる。

一方、1981年～1983年頃に字内に新しく整地され、分譲された2つの団地では、自主的に自治会活動に取り組み、規約作成し広報誌も発行し会所も建設された団地もある。まだ戸数が少ないが、その周辺の世帯を巻き込んで、将来、兼城区から独立して、新たな行政区となる可能性はないのか？これからの動きに注目したい。

- <sup>\*1</sup> カシチー由来記とは、南風原町兼城を舞台にした大狂言兼城に古くから伝わる芝居で戦前に途絶えたが、字誌発刊を機に復活。約500年前、急死した兼城の内嶺城按司の娘が墓の中で生き返り、それを牛飼いの青年が按司に伝えて助け出すという昔話。祝いに赤カシチー（おこわ）を炊いたことから、旧暦8月10日のカシチー行事などの由来となっている。（琉球新報記事より抜粋）
- <sup>\*2</sup> 旧暦1月20日以内の大安吉日を選んで、区長と役員が拝所を拝む字行事
- <sup>\*3</sup> 旧暦12月24日に字および家庭で、祖霊や火ヌ神、屋敷の神へ一年間の加護に感謝し、祈願を解いてもらう日
- <sup>\*4</sup> アミシとは、年浴（トシアミ）の意味。前年のタントゥイ（10月稲の播種）以来の一連の稲作儀礼の最後で、一年の収穫の感謝と新しい年の豊作を祈る御願。豊作をもたらす雨の恵みを祈願する、雨乞い祈願でもある。
- <sup>\*5</sup> 旧暦8月10日、内嶺城で子牛を殺し、内臓を煮て、字の年寄りの男のみが食べる習慣。魔よけの儀式。各家庭では、カシチー、イッパー餅（田イモと里イモを混ぜて練り合わせ、ウムニーにしたものを大豆の粉でまぶした一口サイズの餅）を作り供えた。
- <sup>\*6</sup> 旧暦8月15日の晩に、公民館前広場で、六尺棒を三本組み合わせた中央に銅鑼を置き、その上に酒盃をのせて拝む。
- <sup>\*7</sup> 旧暦8月15日の夕方、集落内の二ヵ所にある石獅子を拝む。
- <sup>\*8</sup> 旧暦6月15日稲や粟の刈入れ終了後の収穫祭

## 2節 宮平区自治会

### 1) 調査方法

調査は以下の通り、二時間程度、聞き取り、字誌、会則等の調査を行った。

調査場所	宮平公民館
調査対象者	中村勉区長
調査日時	平成22年1月12日(火) 13:00～15:00
調査員	大宜見洋文

### 2) 歴史的経緯

南風原町のほぼ中央に位置、兼城区と隣接。南風原の教育の発祥地。1868年（明治元年）に宮平出身の仲村渠親雲上によって、本島内でもいち早く子弟教育が始まったとして、その功績をたたえ、1978年に、公民館敷地内に手習所の跡の記念碑が建立された。

那覇一与那原を結ぶ国道329号線に沿い、交通の便良く、小中学校、運動公園に隣接し、大手スーパー

一や映画館が進出し、マンション・アパートが増加、転入者が多くなり人口も増加傾向にある。(南風原町連絡協議会 第2回南風原町自治公民館活動実践発表大会資料より)

『50年前の南風原』南風原町教育委員会によると、  
「宮平には13の原名があり、13のうち宮平原と慶原に集落があった。宮平原の集落はナーデーラーと呼ばれる戸数139の部落だった。

戦前、南風原の行政の中心で、南風原村役場(番所跡、現在は町立宮平保育所)がおかれていた。世帯数は1935年頃、137戸。1985年ごろ、977戸。」

平成21年現在で2,291世帯

### 3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

自治会会則

第2条 自治会は自治、経済、教育、文化の振興に関する事業を行い、会員の福祉の向上に寄与することを目的とする。

第3条 その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 各種講演会、研修会、展示会等の開催
2. 体育、レクリエーション等
3. 教育、行政機関、および各種団体等との連携を図る
4. その他

第14条 自治会長は、自治会を代表すると共に宮平公民館長を兼務し、事業の企画運営及び毎年1回総会を開催し、予算、決算ならびに会務の報告を行わなければならない。

- ①事業及び行事等の計画・運営
- ②予算編成及び執行並びに予算決算に係る総会への資料作成
- ③評議委員会、審議委員会、選挙管理委員会及び総会の招集
- ④各種帳簿及び証憑書類等の管理
- ⑤公民館の管理運営
- ⑥財産の管理
- ⑦自治会員の福祉の向上及び各種団体等の育成
- ⑧南風原町からの業務の受託等
- ⑨自治会員への情報等の伝達
- ⑩その他

恒例行事(年間行事)

- ・親睦行事 新春餅つき・グランドゴルフ大会、綱引き、夏祭り、敬老会、十五夜祭り
- ・環境整備 共同作業(年2回)、草花植栽作業
- ・安全確保 外灯・防犯灯維持管理、防犯パトロール(毎月1回)交通安全県民運動なでえら出発式(年末)
- ・文化行事 五月ウマチー<sup>㉟</sup>、六月ウマチー、獅子舞



## 字の団体

- (1) 体育協会
- (2) 青年会
- (3) 福寿会（老人会）
- (4) P T A ・ 青少協 ・ 子ども会
- (5) 小規模ネットワークなーでえらの会
- (6) 生産部会
- (7) P T A O B 会
- (8) 中年会
- (9) 実年会
- (10) 獅子舞保存会
- (11) 若獅子鼓衆きたみや
- (12) 各種サークル

青年会は自治会の伝統芸能の復活や、字行事、体育協会への協力。

女性会の復活や P T A の活動活発化、アパート・マンション入居世帯の自治会加盟率増加が課題。

## 4) どのようにするべきことが決定されているのか(合意形成手続と仕組み)

会則 17 条 2 行事及び予算は、審議委員会で案を作成し審議及び決定され、総会で会員へ報告し運営。(審議委員会 → 総会)

- ①各機関
- 役員として、自治会長、自治会長代理 1 名、会計監査委員 3 名、審議委員若干名、部長 6 名（総務部、文化部、産業部、体育部、青年部、婦人部）、書記 1 名、班長各班 1 名（現在 40 班）。審議委員会。
- ・ 自治会長 宮平自治会に 10 年以上加入し居住している 30 歳以上の会員で、立候補者は届出に際し、住民票と自治会員世帯主 2 名以上の推薦人を添える。選挙権を有する会員の投票により選出。就任に自治会員世帯主 2 名の連帯保証人を添える。任期は 2 ヶ年。
  - ・ 審議委員会 審議委員は選挙権を有する会員の投票により選出された 12 名と農協理事、青年会長、婦人会長、宮平・北丘宮平 P T A 会長、長命会長、商工会理事、体育協会長、選挙法選出議員、で構成。任期は 2 ヶ年。
  - ・ 会計監査委員 3 名 審議委員から互選。年 4 回（7 月、10 月、1 月、4 月）監査。
  - ・ 部長会 審議委員の互選、自治会長が任命。自治会長が必要に応じ召集。
  - ・ 班長会 各班から 1 名。自治会長が召集し、毎年 4 月と 10 月開催。必要に応じ臨時開催。
  - ・ 自治会長代理、書記 自治会長が推薦し、審議委員会で決定。
  - ・ 選挙管理委員 審議委員から互選
  - ・ 総会 最高決議機関。字宮平に居住し、自治会費を納付した各世帯代表で構成し毎年 4 月開催、会則の制定及び改廃、年間予算の決定と決算の承認、財産の取

得とその処分、事業計画の決定。

#### 5) どのように実施されているのか(実施体制と手順)

各行事等の実施は、審議委員会で作成、審議、決定される。

会則第 17 条 審議委員会は総会に次ぐ決議機関で自治会長が召集し毎月 1 回開催。但し、必要に応じて臨時開催もあり。

- ・ 審議項目 総会から委託された事項、総会に提出する議案の審議、予算更正の審議決定、年間行事の立案、予算案の作成、規程の制定及び改廃。  
審議委員会に必要に応じ専門委員会をおくことができる。

#### 6) どこから活動資金を得ているのか(会費、試算、補助金、区長手当)

①主な収入 字費、町からの事務委託料、財産収入、使用料、補助金、寄付金及び雑入等。

- ・ 字費 世帯当たり月額 500 円。但し、持ち家世帯では、更に人数×100 円分毎月追加徴収
- ・ 雑収入 字の施設及び備品使用料等

②主な支出

- ・ 事務費 役員手当、公民館及び外灯・防犯灯光熱費、維持管理費等
- ・ 事業費 祭祀・御願事の行事費、綱引き、十五夜まつり他
- ・ 補助金 字内各種団体へ

#### 7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

- ・ 加入資格 会則によると、会員は字宮平に居住し自治会費を納付した者。
- ・ 義務と権利 会則には、各種(選挙、監査、職員服務、退職金、公民館)規程が添付されている。
- ・ 字世帯数 2,300 世帯
- ・ 加入率 38%

#### 8) 自治組織の法的位置づけは何か(任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人)

任意団体。

#### 9) まとめ

自治会会則をみると、大きな行政区にありながら、比較的ゆるやかな規定、但し、自治会監査規程の第 2 条(監査の方針)の中に、「監査に当たり、実情を査察し真相を把握すること、枝葉末節にこだわらず、常に事の根本を質し総合的見地に立って行政の刷新向上を期すること、非違があればこれを矯正しなければならないがいたずらに摘発を事とせず公正明朗な行政運営を期すること、事の軽重緩急を考慮して監査の効率を挙げること」と記載されている。

この様に、会則には自治会運営の目的が明確に記載されていて、定められた規程条例にも、尊敬される自治会運営の気概が示されている事に、宮平自治会が歴史的に教育熱心であった事が読み取れ興味深い。些細な事に目くじらを立てず、事の本質を探って、争い事を上手く収め、地域をまとめる自治運営を垣間見た気がした。

1993年には、宮平婦人会発足45周年の記念誌「なあであら」の発刊もあるほど、字婦人会の活動も活発で地域のつながりも強かったことがうかがえる。

しかし、アパート・マンションの増加に伴い他地域からの転入者、集合住宅等の住民の自治会加入率がかなり低いのも一因か、女性会活動休止、青年会の低年齢化、青年、児童生徒の自治会行事参加率などの低下もみられ、安心安全をまもる地域力低下という課題が存在する。

住民同士を繋げる為にどのような自治会運営が有効か、町行政も一体になって課題解決を図る必要があると、中村自治会長も、2009年2月の南風原町自治公民館活動実践発表会の場で報告している。

\*9 旧暦5月15日稲や粟の穂祭

### 3節 第一団地自治会

#### 1) 調査方法

調査は以下の通り、二時間程度、会則等の調査を行った。

- ① 調査場所 第一団地集会所
- 調査対象者 大宜見洋文自治会長（～21年度）
- 調査日時 平成21年12月18日（金）
- 調査員 本人

#### 2) 歴史的経緯

1977年10月から入居。町内16番目の自治会。兼城、本部、照屋の3字にまたがる山を整地して出来た、5階建て10棟から成る全230室の沖縄県営団地で設立32年が経過。

沖縄県土地開発公社が県から管理契約を受託し、空き室への入居募集を年一回行い、県の規定による資格制限（所得等）で入居者募集。入居希望者の応募多数の場合は、抽選により入居者が決定する。

入居の際、公社との入居許可の条件として、団地自治会加入の誓約書が義務付けられる。入居住民も、設立当初、南は与那国島～北は奄美大島出身と多種多様で、第二の故郷として子育てを始めた若い世帯がほとんどで、PTA活動も盛ん、支部少年野球チーム、支部子ども会、婦人会も活動し、町体協各種球技大会への参加も多く、優勝する種目もあるほど活発で住民の繋がりも強く、自治会活動も熱心だった。

設立32年が過ぎて、住民の転出・入も多くなるにつれて、自治会主催の事業への住民参加も減り、つながりも段々衰えている。建物も、外壁の剥離による落下などの報告も増え、毎年、老朽による建替えについても住民間で問題になっている。

#### 3) どのような仕事をしているのか(相互扶助、親睦、課題発見共有、苦情受付、陳情)

##### ①事業及び行事等の計画・運営

- 親睦行事 ピクニック、新一年生激励会、夏祭り、敬老会
- 環境整備 毎月第2日曜日定例清掃、草花植栽作業(年1～2回)、各棟菜園作り
- 安全確保 4月春の交通安全週間に歩道での横断サポート、夏休み夜間パトロール
- 資金造成 空き缶・新聞等回収(2008～)

②予算編成及び執行並びに予算決算に係る総会への資料作成

③評議委員会、審議委員会、選挙管理委員会及び総会の招集

④各種帳簿及び証憑書類等の管理

⑤公民館の管理運営

文化行事 自治会公民館講座

⑥財産の管理

⑦自治会員の福祉の向上及び各種団体等の育成

支部 PTA、小規模ネットワークでいごの会、コーラスサークルが活動中。以前は子ども会、婦人部も活動していたが、中心メンバーの転出や役員交代が上手くいかず、消滅。青年会や老人会も無く、立ち上げるリーダー不在。老人会は次年度（2010年度）結成の動きあり。

⑧行政からの業務の受託等

県・団地設備・管理の受託業務

町・行政事務委託契約

各種行事への動員。

⑨自治会員への情報等の伝達

議会広報配布、町事業案内ポスター掲示・自治会内放送。

⑩その他

生活排水口の詰まり、水漏れ、団地内駐車場管理、階段灯、外灯球切れ、騒音その他の苦情受付。

#### 4) どのようにするべきことが決定されているのか(合意形成手続と仕組み)

行事及び予算は、会長が作成し（会則に規定なし）、理事会で審議、更正し総会での審議・承認。

（自治会長 → 理事会 → 評議委員会 → 総会）

##### ①役員

- ・ 四役 自治会長 1 名、副会長 2 名以内、書記・会計 2 名以内、体育部長 1 名。総会で会員の中から立候補、推薦立候補制で選出。
- ・ 理事会 四役及び各棟 1 名の理事（10 棟）で構成。総会に次ぐ議決機関。毎月 1 回定例開催。理事は、各棟の各班長（毎月輪番制）が徴収した会費・共益費・募金等を回収し、理事会の日に会計に納入する。任期 1 年。輪番制やくじ引き制（住民の流入出が各棟で異なる為）。総会の決議に基づく会務の運営、緊急事項の処理、予算の審議、又は更正、その他。
- ・ 評議委員会 四役、理事及び評議委員で構成。行事計画案、予算決算、四役の推薦その他重要事項の審議。  
評議委員は 12 名。四役の推薦。開催の条件についての規程なし。
- ・ 監査 監査役 2 名
- ・ 選挙管理委員会 5 名（四役から 1 名、理事から 4 名互選）
- ・ 総 会 最高の議決機関。年 1 回開催。会則の改正、予算・決算、行事計画等の審議・決定。全会員が対象

## 5) どのように実施されているのか(実施体制と手順)

各行事等の実施は、総会で承認された事業計画に則って、全て四役から、実施前の定例理事会において実施方法等を説明、協議し、会員の協力を得て実施。

なお、行事の実施にあたっては広報や掲示板字内放送等で通知。各棟理事の活動は自治会の行事運営に果たす役割が大きいが、毎年くじ引きなどで交替するため、協力参加への意識の差が激しく、行事の成否への影響が大きい。

## 6) どこから活動資金を得ているのか(会費、試算、補助金、区長手当)

### ①主な収入

- ・自治会費 月額 1,000 円 + 共益費 300 円 / 一世帯あたり 96%  
(独居老人免除世帯が 1 件あり)
- ・行政事務委託費 県から、団地維持管理手当、駐車場管理手当。  
町から、事務委託契約金 (行政区内人口割)、防犯灯, NTT 使用料等
- ・寄付金
- ・雑収入 積立金として自治会管理駐車場、集会所使用料その他  
※集会所使用料としては、主に平日の午前中、個人経営の幼稚園として利用があり、毎月使用料を徴収。但し、その間住民の利用が制限される為、存続に対して苦情もある。対策として、準会員制の検討 (会費 500 円で自治会行事への参加も認める等) か、使用を不可にするか課題あり。
- ・協力金 毎月定例清掃・夏休み夜間パトロール欠席の世帯 (千円/一回)
- ・その他 自治会費未納世帯に、外灯・階段灯の維持管理に要する共益費だけは負担させることができないか検討中。

### ②主な支出

- ・事務費 役員手当や光熱水費、外灯・防犯灯維持管理費等
- ・事業費 ピクニック、夏祭り、敬老会その他

## 7) メンバーシップ(加入資格、義務と権利、会員数、加入率)

加入資格 全 230 世帯。県住宅課の決定により、当団地自治会に入会する事を条件 (誓約書あり) に入居が認められた世帯。転出する場合は、自治会長による自治会費完納証明書がなければ県との転居手続きは進められない。

- ・会員 当団地に居住する者
- ・義務と権利 会員は議決権有り
- ・会員数 218 会員 (全 230 室中空き室 4、世帯数は 234 前後あるが 1 室 1 会員とみなす)
- ・加入率 96%

## 8) 自治組織の法的位置づけは何か (任意団体、自治法上の法人、その法律上の法人)

任意団体。

## 9) まとめ

規程内容が若干緩く、会則がしっかりまとまっていない事に驚いた。

曖昧なまま運営してしまっていた自分が恥ずかしく、更に総会などで、自治会運営に対して指摘や批判をする住民の根拠も会則に準じない内容であったのが判り、会員の会則への意識が低く、恥ずかしいところでもあるが、それは、これまでに、それだけ深刻な問題が起きていないからでもあろう。住民間の繋がりが弱くなってきている現在、深刻なトラブルが生じないとも限らない事から、今回調査した他の自治会の会則なども参考に、もっとしっかり会則を作り直す必要があると感じる。

全会員の連絡網が整備されていない事も、自治会運営だけでなく、住民の安心・安全にとっても非常にマイナスである。

出身地が異なる住民同士の結束を高める為、自治会主催の飲み会を頻繁に集会所で催す事が有効だった時代もあったと思うが、現在もそうだとは限らないのではないかと。役員の負担感もあり、飲み会の効果に対する意識の差が世代間・世帯間、男女間でも異なり、全ての会員の理解を得るのは非常に難しい。毎年毎回同じ顔ぶれで何年間も楽しく時間を過ごしてしまい、それ以外の住民が参加しない事を、参加しない住民のせいにし続けた結果、自治会行事に新しい参加・協力する会員が増えない現在の状況があるのだという認識の欠如が問題ではないか？飲み会以外の方法を探す事も必要だと感じる。

10年以上住んでいるのに、向かいの部屋の住人の顔も知らないと言うケースも多々あり、昨年初めて開催した自治会講座では、PTAを終えて10数年ぶりに会ったという女性達（異なる棟に居住）の話にも驚いた。

この様に、生活スタイルの全く異なる住民を如何にまとめるか、子育てを終えてしばらく交流が途絶えてしまった世代をどうやってつなぐか、更にその上下の世代との交流の機会づくりが課題。

その為には、何時でも自治会の話題（どんな些細な事でも）に対して全会員が同じ情報を持つ事が出来る情報共有のシステムを作るのが重要である。

広報活動（ペーパーやマイク放送、インターネットでのブログやホームページを駆使する）により、自治会内の話題を積極的に提供する事で、知らない同士、離れていた住民同士が共通話題を持って、交流するきっかけとなりうると、この3年間で実感した。

より多くの会員が、気軽に参加できる、興味が湧く様な事業展開が必要。負の事業（という表現が適切かどうかは判らないが）事件や事故、天災などが起きた場合に地域が結束する事もある（大震災後の神戸など）し、住民間のトラブルが起きても、その事をきっかけに地域住民を繋げる仕掛けを展開するのも有効である。

第一団地自治会では、2年に1度、団地内駐車場契約更新の抽選会があり、その機会が大多数の住民が集う最大の事業なので、この機会を連絡網整備や住民交流に効果的に使う事が出来ないか検討の余地あり。

PTAに関わっている子育て世代で自治会長を3年経験して思う事は、この時期に地域を深く知る機会に恵まれて貴重な体験を得る事が出来た事は自分にとって凄く財産になり、更にもっと広く、深く南風原町を知る事が、自分だけではなく、南風原に住む全ての住民の生活を更に向上させる事に繋がると感じた。団地は、旧字と違って神事行事が無いので、若い世代、女性でも制約無く自治会運営が可能。ただし、子育て中や小中学校PTA役員との兼務の場合は、私の場合もそうであったが、家族の負担が大きく、かなりの犠牲を強いるかもしれない。

職務は現在、非常勤であるが、住民ニーズ、行政サービスをフォローする面からみれば、なんと言っても常勤が望ましい。但し、常勤の為には、現況として給料が中途半端で福利厚生も無く、退任後の不安がつきまとう。現在の待遇では、定年退職後で年金給付までのつなぎの仕事、専業主婦かパートをしながら、「ついでに」という以上の高い自治意識での服務は期待出来ないかもしれない。

団地の総室数が決まっているので、会員数（230）の増加は見込めないし、協力費を収入に加えなければ自治会運営が出来ない状況から、準会員制を採って収入を増やすとか、収益事業などの具体的な事業展開を早急に考えなければ、役員への福利厚生費の改善等も含め、財源の課題解決は難しく、将来、会員への負担増加または、事業の内容変更や削減などのサービス低下は避けられないと思う。

#### 参考・引用文献

南風原町史編纂委員会『南風原町史 第二巻 自然・地理資料編』南風原町 1997 年

南風原町史編纂委員会『南風原町史（南風原シマの民俗）第六巻 民俗資料編』南風原町 2003 年

兼城字誌編集委員会「兼城誌」字兼城 2006 年

宮平誌編集委員会「宮平誌」南風原町字宮平公民館 1986 年

沖縄県南風原町教育委員会「50 年前の南風原（南風原町歴史民俗地図）」南風原町教育委員会 1985 年

南風原町立中央公民館「南風原町立中央公民館創立 30 周年記念誌『くがに』」南風原町立中央公民館 2008 年

南風原町立中央公民館「第 1 回南風原町自治公民館活動実践発表大会資料」南風原町立中央公民館 2008 年

南風原町立中央公民館「第 2 回南風原町自治公民館活動実践発表大会資料」南風原町立中央公民館 2009 年